

報道関係者各位

トレンド調査

不動産のプロが選ぶ！ 「家を買うなら知っておきたい制度」ランキング

～購入編 1位「住宅ローン控除(減税)」、リフォーム編 1位「市区町村独自の補助金」～

不動産情報サービスのアットホーム株式会社(本社:東京都大田区 代表取締役社長:鶴森 康史 以下、アットホーム)は、全国のアットホーム加盟店を対象にお聞きした、これから住宅を購入またはリフォームする人におすすめしたい、『不動産のプロが選ぶ！「家を買うなら知っておきたい制度」ランキング』を発表します。

トピックス

■家を買うなら知っておきたい制度

購入編 1位 「住宅ローン控除(減税)」 55.8%

リフォーム編 1位 「市区町村独自の補助金」 38.1%

＜購入編＞

順位	制度	割合 (%)
1	住宅ローン控除 (減税)	55.8
2	すまい給付金	51.9
3	不動産取得税の軽減措置	38.9

＜リフォーム編＞

順位	制度	割合 (%)
1	市区町村独自の補助金	38.1
2	高齢者住宅改修費用助成制度 (介護リフォーム)	35.1
3	住宅ローン控除 (減税)	31.0

知っておきたい理由＜購入編＞

👤「住宅ローン控除」「すまい給付金」: ローン減税が1%分全額戻ってくると勘違いしている人や、すまい給付金が持ち分に当たっていることを知らない人が多いから。(愛知県)

知っておきたい理由＜リフォーム編＞

👤「市区町村独自の補助金」: 目的によって、補助金の対象となることが分かりづらいから。(東京都)

👤「高齢者住宅改修費用助成制度」: 高齢社会になり、必要なことがあると思うので知っておくことは大事だと思うから。(埼玉県)

【グラフ画像のご提供について】

グラフ画像の利用を希望される方は、お手数ですが、下記までお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。
なお、提供は報道関係者に限らせていただきます。

【お問合せ】 アットホーム株式会社 マーケティングコミュニケーション部 広報担当: 佐々木・西嶋

不動産のプロが選ぶ！「家を買うなら知っておきたい制度」ランキング 調査結果

≪購入編≫ 「住宅ローン控除(減税)」 55.8%

Q. これから住宅を購入する人におすすめしたい、意外と知られていないけど知っておくべき制度を教えてください。
(複数回答)

順位	制度	割合 (%)
1	住宅ローン控除 (減税)	55.8
2	すまい給付金	51.9
3	不動産取得税の軽減措置	38.9
4	住宅取得等資金贈与の特例	29.0
5	登録免許税の軽減措置	27.3
6	固定資産税・都市計画税の軽減措置	27.2
7	グリーン住宅ポイント制度	26.1
8	贈与税非課税措置	25.8
9	印紙税の軽減措置	24.3
10	買い換え特例	23.5
11	長期優良住宅の軽減措置	20.1
12	低炭素住宅の軽減措置	12.6
13	ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) 補助金	11.2
14	投資型減税 (認定住宅新築等特別税額控除)	7.0

※「その他」1.2%、「あてはまるものはない」10.3%

不動産のプロである不動産会社のスタッフに、これから住宅を購入する人におすすめしたい、家を買うなら知っておきたい制度を聞いたところ、「住宅ローン控除(減税)」が55.8%で1位でした。「住宅ローン控除(減税)」とは、所得税の課税にあたって、住宅ローンの残高の一部を税額から控除する制度で、年末のローンの残高の1%に当たる税金が還付されます。なお、令和3年度税制改正により、控除期間が10年から13年に延長されました(※適用条件があります)。理由を聞いてみると、「なんとなく知っているが詳細までご存じない方が多い」「賃貸ではなく購入することで得られるメリットを活用していただきたいから」といった声がありました。

2位は「すまい給付金」で、51.9%と半数を超えました。「すまい給付金」とは、2014年4月の消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設されたもので、年収に応じて給付されますが、共有名義の場合は名義を持つ人すべてが給付の対象となります。理由としては「給付金が持ち分に応じていることを知らない人が多いから」「対象と金額が増えたので、まとまった金額が受け取れる点が良いから」といった声がありました。

3位は「不動産取得税の軽減措置」でした。「不動産取得税」とは、不動産を取得した際に課税される地方税のことで、一定の要件を満たす建物・土地については、軽減措置が設けられています。不動産会社のコメントでは「取得税についてはほとんどの方が知らず、通知が来た際に驚くと思うので必ず事前に説明しています」といった声がありました。

住宅を購入する際、さまざまな軽減措置や制度がありますが、「大きな恩恵があるのに知らなかったからという理由で損をして欲しくないから説明しています」といったコメントが複数ありました。

《リフォーム編》「市区町村独自の補助金」 38.1%

Q. これからリフォームする人におすすめしたい、意外と知られていないけど知っておくべき制度を教えてください。
(複数回答)

順位	制度	割合 (%)
1	市区町村独自の補助金	38.1
2	高齢者住宅改修費用助成制度 (介護リフォーム)	35.1
3	住宅ローン控除 (減税)	31.0
4	グリーン住宅ポイント制度	27.2
5	長期優良住宅化リフォーム補助金	21.3
6	高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	19.8
7	固定資産税の減額	17.9
7	次世代省エネ建材支援事業	17.9
9	エネファーム設置補助	17.5
10	贈与税非課税措置	16.4
10	ネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) 補助金	16.4
12	次世代住宅ポイント	16.0
13	不動産取得税の特例措置	14.2
14	登録免許税の軽減措置	11.9
15	投資型減税	8.2

※「その他」1.5%、「あてはまるものはない」20.5%

これからリフォームする人におすすめしたい、意外と知られていないけど知っておくべき制度を聞いてみたところ、「市区町村独自の補助金」が1位でした。お住まいの市区町村によっては、例えば防犯・防災対策や環境面へ配慮したリフォームをすると助成を受けられるなど、さまざまな制度を設けている場合があります。不動産会社のコメントでは「他の制度に比べ認知度が低いように思われる」「リフォームでも受けられる補助金などを活用して住宅の再生ができる」といった声がありました。

2位は、「高齢者住宅改修費用助成制度(介護リフォーム)」でした。手すりの取り付けや洋式トイレへの交換など、対象となるリフォームを行うと助成金が出る制度です。不動産会社のコメントでは、「少子高齢化社会において高齢者にやさしい住宅の改修工事などの必要性が上げられる」といった声がありました。

3位は、購入編でトップにランクインした「住宅ローン控除(減税)」でした。

<調査概要>

■調査対象

・購入編

主業務が「売買仲介(買主側)」「売買仲介(売主側)」「注文住宅、建売分譲」のいずれかと回答した全国のアットホーム加盟店 856 店

・リフォーム編

主業務が「リフォーム」と回答した全国のアットホーム加盟店 268 店

■調査方法

インターネットによるアンケート調査

■調査期間

2021 年 6 月 1 日(火)～6 月 7 日(月)

<調査結果について>

アットホームでは、本調査をはじめ、賃貸物件に住む人や一戸建て・マンションを購入した人などに住まいに関する調査を定期的に行っています。その他、30 歳未満の学生・社会人が求める理想の住まいや、住まいにおける防災意識に関する調査など不動産業界のトレンドに合わせた調査も実施しています。過去の調査結果、各エリアの調査結果など詳細につきましては、お問い合わせください。

[調査に関するお問合せ] アットホーム株式会社 広報・調査担当 西嶋 優理子

TEL:03-3580-7504 / E-mail:contact@athome.co.jp

会社概要

- 会社名 : アットホーム株式会社
- 創業 : 1967年12月
- 資本金 : 1億円
- 年商 : 280億9100万円(2019年6月～2020年5月)
- 従業員数 : 1,627名(2021年6月末現在)
- 代表者名 : 代表取締役社長 鶴森 康史
- 本社所在地 : 東京都大田区西六郷 4-34-12
- 事業内容 :
 - 不動産会社間情報流通サービス
 - ・ファクトシート・リスティング・サービス(図面配布サービス)
 - ・ATBB(不動産業務総合支援サイト)
 - ・官公庁等の物件情報提供サービス
 - 消費者向け不動産情報サービス
 - ・不動産情報サイト「アットホーム」
 - ・新築・分譲マンション専門サイト「アットホーム 新築マンションプリーズ」など
 - 不動産業務支援サービス
 - ・「ホームページ作成ツール」など、ホームページ運営支援
 - ・「不動産データプロ」「地盤情報レポート」など、不動産調査支援
 - ・「VR内見・パノラマ」「おすすめコメント」など、集客支援
 - ・「賃貸管理システム」「スマート申込」「スマート物確」など、業務支援
 - ・「アットホームスタディ」など、資格・知識習得支援
 - ・集客、店舗・物件プロモーションツールなど、不動産業務用ツール
- 加盟・利用不動産店数 : 59,249店(2021年7月1日現在)
- 会社案内 : <https://athome-inc.jp/>

【本件に関するお問合せ先】

アットホーム株式会社 PR事務局 ビルコム株式会社 担当:吉武
TEL:03-5413-2411 E-mail:athome@bil.jp

アットホーム株式会社 マーケティングコミュニケーション部 広報担当:佐々木・西嶋
TEL:03-3580-7504 E-mail:contact@athome.co.jp